

始良市農業委員会総会議事録（５月）

1. 平成28年5月31日（火） 午後1時30分～3時50分

2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

出席委員（26人）

委 員

1番	欠 員	15番	川島 兼次
2番	内甌 達也	16番	柊元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東 隆 雄	19番	夏 田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰 行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋 一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員 なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2 号 農用地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6 号 農地の利用目的変更願いについて
9. 議案第 7 号 農地あっせん申出（貸付 希望）について
10. 農地あっせん経過報告
11. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
12. その他

		(大会議室に全員着席)
	事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１、総会の通告〕 只今から、平成２８年度第２回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は２６名中、２６名で定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。
議 長		_____ 会務報告 _____
議 長		それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	資料により説明
議 長		議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名さ せていただくことにご異議ありませんか。
	委 員	『異議なし』
議 長		それでは、２番委員、３番委員にお願いいたします。 つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務 局職員の〇〇係長と〇〇係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制 限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者 に関する事項については、その議事に参与することができない。となってお りますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお 願いします。 関係議案、終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握で きますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出て いただき退席等よろしくお願ひいたします。

		議案第1号	
議 長			それでは、日程第3、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定について議題に供します。
			事務局より議案の説明をお願いします。
事務局			それでは、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についてご説明致します。
			農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。
			この法律につきましては、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地の集積等を行うことにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。
			農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。
			公告の予定日は5月31日を予定致しております。また、契約の始期6月1日を予定しております。
			契約年数、1年が4件、2年が7件、3年が33件、5年が51件、7年が2件、10年が47件、合計の144件です。
			面積につきましては、合計面積の265,910㎡です。
			農用地利用集積計画貸借の内容については、総会資料2から26ページにありますのでご覧になって下さい。
			なお、総会資料23ページの129番が2番委員、23ページの130番、24ページの131番が13番委員、132番から135番が18番委員、136番が22番委員、25ページの137番から141番が19番委員、25ページの142番、26ページの143番が9番委員、144番が27番委員の関連する議案となっております。
			これにつきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の裁決に参加できませんので、よろしくお願いします。以上、第1号議案の説明を終わります。
議 長			それでは、1番から128番までについて質疑に入ります。
			ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員		[質問、意見なし]
議 長			それではお諮りいたします。
			議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての1番から128番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
	委 員		[全員挙手]

議 長		全員賛成ですので、議案第1号1番から128番までについては原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第1号129番から144番までについては、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。まず、129番の関係者、2番委員の退席をお願いします。
	委 員	議長
議 長		2番委員
	委 員	2番委員です。129番の契約内容について、変更がありますので、ご報告いたします。 契約内容は、刀豆になっていますが、水が引かない為、先ほど農政課で水稻に変更手続きをいたしましたので訂正をお願いします。 (2番委員退席)
議 長		それでは、129番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	[質問、意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第1号129番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第1号129番は原案のとおり決定いたしました。
	委 員	(2番委員着席)
議 長		それでは、次に、130番から131番の関係者、13番委員の退席をお願いします。
	委 員	(13番委員退席)
議 長		130番から131番までについて質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	[質問、意見なし]

議 長		それでは、お諮りいたします。議案第１号１３０番から１３１番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第１号１３０番から１３１番までは原案のとおり決定いたしました。
	委 員	（１３番委員 着席）
議 長		次に、１３２番から１３５番の関係者、１８番委員の退席をお願いします。
	委 員	（１８番委員退席）
議 長		１３２番から１３５番までについて質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第１号１３２番から１３５番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第１号１３２番から１３５番までは原案のとおり決定いたしました。
	委 員	（１８番委員 着席）
議 長		次に、１３６番についての関係者、２２番委員の退席をお願いします。
	委 員	（２２番委員退席）
議 長		それでは、１３６番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第１号１３６番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕

議 長		全員賛成ですので、議案第1号136番については原案のとおり決定いたしました。
	委 員	(22番委員 着席)
議 長		次に、137番から141番までについての関係者、19番委員の退席をお願いします。
	委 員	(19番委員退席)
議 長		それでは、137番から141番までについて質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	[質問、意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第1号137番から141番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第1号137番から141番までは原案のとおり決定いたしました。
	委 員	(19番委員 着席)
議 長		次に、142番、143番についての関係者、9番委員の退席をお願いします。
	委 員	(9番委員退席)
議 長		それでは、142番、143番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	[質問、意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第1号、142番、143番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第1号、142番、143番については原案のとおり決定いたしました。

	委 員	(9 番委員 着席)
議 長		次に、1 4 4 番につきましては、議事参与制限に、私が関係しておりますので、会長職務代理者の 2 1 番委員に議長を交代いたします。
	委 員	(会長 退席)
議 長		(会長代理 2 1 番委員 議長席に 着席)
議 長		それでは、1 4 4 番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	[質問、意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 1 4 4 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第 1 号 1 4 4 番については、原案のとおり決定いたしました。 このあとは、会長に議長をお返しします。
	委 員	(会長代理 2 1 番委員 議長席から退席)
議 長		(会長 着席)
		————— 議案第 2 号 —————
議 長		次に、日程第 4、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 まず、1 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。 総会資料は、2 7 ページとなります。今月申請は、3 件です。 各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の 1 ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。 それでは、ご説明いたします。 1 番は譲受人、加治木町反土在住の〇〇さん。譲渡人、霧島市溝辺町在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。 申請地の所在は、加治木町小山田字下田〇〇番地の田で、1, 3 0 0 m ² です。

議 長	あと3筆が譲渡人、大阪府枚方市在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字下田〇〇番、同字〇〇番、同字〇〇番〇の田で、合計面積が2, 7 1 9 m²です。以上で1番の説明を終わります。 それでは、只今の説明に関連して、22番委員から調査の結果並びに補足説明等をお願いします。
委 員	22番です。それでは3条申請による調査報告をいたします。 5月13日、17時に譲受人〇〇さんと申請地で会い聞き取りと申請地を調査いたしました。 本人は、畑が3.5haで有機野菜、田が1.8haで米を耕作しています。2名の雇用とまた、今年の3月家族協定も結んでいる担い手農家であります。機械等は、親のトラクター、田植え機が揃っており、また、本人購入のブームスプレーヤーとか大型機械等が揃っておりますので問題ないと思います。申請地は、父親が今まで利用権設定して耕作していた土地で、申請地の隣が本人の田で、集積したいとの事でした。従いましてこの申請は、農規法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で終わります。
議 長	次に、2番について事務局の説明を求めます。 2番についてご説明いたします。 譲受人、加治木町辺川在住の〇〇さん、譲渡人、加治木町辺川在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町辺川字坂下〇〇番地〇の田で面積が236 m²です。以上で2番の説明を終わります。
議 長	それでは、只今の説明に関連して、5番委員から、調査の結果並びに補足説明等をお願いします。 5番です。それでは調査報告をいたします。 5月16日午後、譲受人〇〇さんと聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。〇〇さんは、田んぼが約4反、畑が2反、鶏が2,000羽います。本人と話しをしたら、農機具も全部揃っており、問題はないと思われました。 この申請は、農規法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と認めます。以上で終わります。
議 長	次に、3番について事務局の説明を求めます。 3番についてご説明致します。譲受人、蒲生町米丸在住の〇〇さん、譲渡人、加治木町木田在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町錦江町〇〇番地の田で面積が747 m²です。 以上で3番の説明を終わります。

議 長	それでは、只今の説明に関連して、15番委員から調査の結果並びに補足説明等をお願いします。
委 員	15番です。それでは調査報告をいたします。 5月15日、譲受人の〇〇さんと申請地を見に行きました。申請地は、龍桜高校から、北へ200m位の所でした。申請地は、今後畑として利用するとの事でした。農機具等は、全部揃っており問題ないと思います。 この申請は、農規法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と認めます。以上で終わります。
議 長	これより、議案第2号1番から3番までについて、一括して質疑に入ります。何か、質問等はございませんか。
委 員	[全員挙手]
議 長	それではお諮りいたします。 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 ————— 議案第3号 —————
議 長	次に、日程第5、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から4番までは、始良市農業委員会の意見決定及び許可決定の案件となります。それでは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番についてご説明します。 申請人は蒲生町上久徳在住の〇〇さん、土地の所在は蒲生町久末字堂下〇〇番地、地目は田、面積1,349㎡で、農地区分は農振農用地区域外で都市計画外です。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林クヌギの植栽です。申請理由は、申請地は山間の棚田で、軽トラック等の出入りできる道路もなく、イノシシ、シカの被害があり、周囲の田は原野化している。

議 長 委 員	資金は自己資金で対応し、水利組合等はありません。被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明の1番に関連して、24番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。 24番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地で農地に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、フォンタナの丘かもうから北西に400mの位置にあります。被害防除の現況は、東は里道、西が畑、原野、南は原野、北は里道です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実であります。特記事項としましては、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。
議 長 事務局	次に、2番について、事務局の説明をお願いします。 2番についてご説明します。 申請人は蒲生町下久徳在住の〇〇さん、土地の所在は蒲生町下久徳字岩迫〇〇番地〇、地目は田、面積732㎡で、農地区分は農振農用地区域外で、都市計画内ですが用途の設定はありません。土地改良等の施工はありません。 農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は自社への貸駐車場です。申請理由は、自己の経営する〇〇建設所有の重機、並びに2トントラック、ショベルカー等の駐車場に利用する計画です。資金は自己の会社で工事するため不要、水利組合等はありません。 なお、申請地は平成15年1月24日付けにて農地法第5条の許可済み地で転用されず地目が田のままとなっていたものです。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明の2番に関連して、24番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。 24番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、蒲生高校から西に400mの位置にあります。被害防除の現況は、東は里道、水路、西が宅地、南は県道、北は里道、水路です。申請実現の確実性は、自営の土木業で施工する為、確実であります。特記事項としましては、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上現地調査報告を終わります。
議 長 事務局	次に、3番について、事務局の説明をお願いします。 3番についてご説明します。

議 長 委 員	申請人は西餅田在住の〇〇さん、土地の所在は池島町字〇〇番地〇〇、地目は畑、面積480㎡で、農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟の建築面積は130.83㎡です。申請理由は、現在、築34年の木造住宅に住んでいる為、今回申請地に新たに住宅を建築したいとのことです。資金は自己資金で対応し、水利組合等はありません。被害防除計画の添付があります。以上です。 ただいまの説明の3番に関連して、26番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。 26番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、池島公園から北東に約5mの位置にあります。被害防除の現況は、東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地です。申請実現の確実性は、資金証明もあり、確実であります。特記事項としましては、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次に、4番について、事務局の説明をお願いします。 4番についてご説明します。 申請人は蒲生町上久徳在住の〇〇さん、土地の所在は蒲生町上久徳青色原〇〇番地〇、地目は田、面積1,223㎡で、同字〇〇番〇、地目は田、面積1,749㎡の合計2筆、面積2,972㎡です。農地区分は農振農用地域外で、都市計画内ですが用途、の設定はありません。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林クヌギの植栽です。申請理由は、耕作する人手も減ったため、田を減らしクヌギを植え、山林にしたい。とのことで、資金は自己資金で対応し、水利組合等はありません。被害防除計画の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明の4番に関連して、24番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。 24番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為問題はありません。申請地の位置は、川東後公民館から南に約100mの位置にあります。被害防除の現況は、東は水路、西は宅地・水路、南は水路、北は宅地・雑種地・里道です。申請実現の確実性は、資金証明書もあり、確実です。特記事項としましては、道路の緩衝地を7m以上確保する事。資料14ページの地籍図をご覧ください。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上です。

議 長		これより議案第3号1番から4番について、一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	[質疑・意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、 1番から4番について原案のとおり、始良市農業委員会の意見決定及び許可 決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分 決定についての1番から4番は原案のとおり、意見の決定及び許可が決定い たしました。 次に、5番については、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の案 件となります。事務局の説明をお願いします。
	事務局	5番についてご説明します。 申請人は加治木町辺川在住の〇〇さん、土地の所在は加治木町辺川字供養 塚〇〇番地〇、地目は畑、面積1, 4 3 3㎡で、農地区分は農振農用地区域 外で都市計画外です、土地改良等の施工はありません。農地の広がり10 ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的 は山林クヌギの植栽です。申請理由は、申請地は山間にあり耕作が不便であ り、イノシシ、シカによる被害もあるため、クヌギを植え山林にしたいとの ことで、資金は既にクヌギの植栽があるため不要です。水利組合等はありません。 被害防除計画書の添付があります。なお、本件は始末書付の追認案件 で県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件です。
議 長		ただいまの説明の5番に関連して、23番委員から調査の結果並びに補足 説明をお願いします。
	委 員	23番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する 為問題はありません。申請地の位置は、株式会社丸山喜之助商店から北東に 約200mの位置にございます。被害防除の現況は、東は山林、西も山林、 南は道路、北は山林です。申請実現の確実性は、転用済みの為不要です。条 件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準 の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可 意見であります。以上現地調査報告を終わります。
議 長		これより議案第3号5番について、質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。それでは、お諮りいたします。

	議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての5番については、原案のとおり、始良市農業委員会の意見決定及び許可について、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	委員 [全員挙手] 全員賛成ですので、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての5番 は原案のとおり、始良市農業委員会の意見決定及び許可について、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。
	————— 議案第4号 —————
議 長	次に、日程第6、議案第4号農地転用事業計画変更申請について議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。
	事務局 それでは、議案第4号農地転用事業計画変更申請1番についてご説明します。 申請人は変更前が、始良市内の〇〇さん、土地の所在が東餅田字願成寺〇〇番地〇、畑241㎡、同字〇〇番地〇の田152㎡、〇〇番地〇〇、畑31㎡、田291㎡、田93㎡で合計5筆808㎡です。転用目的は有料老人ホーム1棟の建築面積472.40㎡で、平成28年3月25日付けで農地法第5条の許可済みです。 変更後は申請人、土地の所在等は同じで、転用目的が今月の議案の議案第5号の3番の5条申請地、992.72㎡を追加申請することにより、有料老人ホームを600.20㎡に規模拡大、デイサービス棟1棟232.69㎡を新たに追加するものです。
議 長	ただいまの説明に関連して、20番委員に議案第5号3番とも関連がありますので、一括して、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員 20番です。農地区分は、第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、十日町公民館から西に約60mの位置にあります。被害防除の現況は、東は道路、宅地、西は宅地、南は宅地、畑、道路、北は道路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としましては、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上現地調査報告を終わります。
議 長	これより議案第4号1番について、一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委員 [質疑・意見なし]

議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第4号農地転用事業計画変更申請についての、1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第4号農地転用事業計画変更申請についての1番は、原案のとおり承認いたします。
		_____ 議案第5号 _____
議 長		次に、日程第7、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から8番までは、始良市農業委員会の意見決定及び許可決定の案件となります。それでは、1番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番についてご説明します。 譲受人は始良市内の〇〇さん、譲渡人は喜界町在住の〇〇さん、土地の所在は平松字上水流〇〇番〇、地目は田、面積679㎡、同字〇〇番〇、地目は田、面積205㎡で、合計2筆、884㎡で、権利内容は所有権移転です、農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種住居地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は就労継続支援B型事業所1棟建築面積184.16㎡です。申請理由は、申請地に就労継続支援B型支援事業所夢協同の建設計画となります。作業内容は、ちりめん細工絹織物の作業場にしたいとのことで、資金は融資で対応し、土地改良区の意見書、被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長		ただいまの説明に関連して、25番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	25番です。農地区分は、第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、インフラテック重富工場から東に約100mの位置にあります。被害防除の現況は、東は道路、西は田、南も田、北は道路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。終わります。
議 長		次に、2番について事務局の説明を求めます。
	事務局	2番についてご説明します。 譲受人は鹿児島市内の〇〇さん、譲渡人は東餅田在住の〇〇さん、土地の

議 長	所在は松原町2丁目〇〇番地〇、地目は田、面積738㎡で、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種住居地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、当地を宅地分譲の計画に至るとのことで生産区画数は3区画の計画とのことです。資金は自己資金で対応し、土地改良区は区域外除外済み、被害防除計画書の添付があります。以上です。
委 員	ただいまの説明に関連して、26番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。 26番です。農地区分は、第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北に約350mの位置、造成工法は盛土0.7m、土留め工法はL型擁壁0.7m、被害防除の現況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は田です。申請実現の確実性は、資力は自己資金、資金証明もあり確実である。条件および特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上です。
議 長	次の、3番については、議案第4号農地転用事業計画変更申請について協議し承認いただきましたので、次の4番について事務局の説明を求めます。 事務局 4番についてご説明します。 譲受人は東餅田在住の〇〇さん、譲渡人は東京都在住の〇〇さん、土地の所在は平松字蟹原〇〇番〇、地目、畑、面積295㎡で、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟の建築面積は97.5㎡です。申請理由は、現在家族で共同住宅に居住しているが手狭で不便なため、申請地に自己の住居を建築するということです。資金は融資で対応し、土地改良区等は区域外、被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、26番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 26番です。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富中学校から西側に約100mの位置、造成工法は盛土0.2～0.5m、土留め工法は塀ブロック0.6m、被害防除の現況は、東は道路、西は畑、南も畑、北は宅地です。申請実現の確実性は、資力は融資、面積は適当、融資証明もあり確実です。条件および特記事項は、なし、総合意見としては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上です。

議 長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	5番についてご説明します。 譲受人は霧島市在住の〇〇さん、譲渡人は茨城県在住の〇〇さん 他3名、土地の所在は加治木町反土字古川〇〇番地〇、地目は畑、面積24㎡、木田字古川〇〇番地〇、地目は畑、面積781㎡、木田字古川〇〇番地〇、地目は畑、面積185㎡で、合計3筆、990㎡で、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地に宅地分譲1区画の建設を行い、共同住宅用地として販売を行い自己の生活の安定を図るとともに地域の住宅緩和に寄与するものであるとのことで1区画分譲です。資金は自己資金で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、23番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	23番です。農地区分は、第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、加治木小学校から北西に約70mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地・道路、西は道路・畑、南は宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実です。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で終わります。
議 長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	6番についてご説明します。 譲受人は蒲生町上久徳在住の〇〇さん、譲渡人は鹿児島市在住の〇〇さん他2名、土地の所在は東餅田字北五反畑〇〇番地〇、地目は田、面積613㎡で、権利内容は所有権移転です、農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第二種住居地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は整骨院1棟の建築面積は67.07㎡です。申請理由は、申請地は帖佐駅から南西1kmに位置し、国道10号線に直ぐに接続できて交通の便が非常に便利なため、事業用地としては最適なので新規に整骨院を開業致します。とのことです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書、被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長	委 員	2 番です。農地区分は、第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、帖佐駅から北東に約 4 0 0 m の位置にあります。被害防除の現況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。条件および特記事項は、特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上現地調査報告を終わります。
	事務局	次に、7 番について事務局の説明を求めます。 7 番についてご説明します。 譲受人は蒲生町久末在住の〇〇さん、譲渡人は熊本市在住の〇〇さんの分は、土地の所在が西浦字上宮田〇〇番地〇、地目は田、面積 1, 1 6 0 m²、権利内容は所有権移転 売買、蒲生町西浦在住の〇〇さんの分は同字〇〇番地〇、地目は田、面積 3 5 2 m²、〇〇番地〇、地目は田、面積 1 8 3 m²、〇〇番地〇、地目は畑、面積 3 9 1 m²、〇〇番地〇、地目は畑、面積 1 2 9 m²で、権利内容は、所有権移転母からの贈与です。農地区分は農振農用地区域外で都市計画外です。土地改良等の施工はありません。農地の広がり は 1 0 ha 未満です。従いまして農地区分は第 2 種農地です、転用目的は駐車場・資材置場です。申請理由は現在、実家に隣接する場所に駐車場があるが、車両台数が増えたため駐車スペースが確保できないので今回、申請地に全部移転し、事業で使用する碎石、木材の置場としても活用する、とのこと です。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はありません。 被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長		ただいまの説明に関連して、1 4 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	委 員	1 4 番です。農地区分は、第 2 種農地であるが、その他の農地に該当する為問題はありません。申請地の位置は、西浦下公民館から北西に約 1 5 0 m の位置にあります。造成工法ですが盛土が 1. 5 m、土留め工法は土留め擁壁 1. 5 m、被害防除の現況は、東は県道、西は里道、南は里道、北は倉庫です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実です。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
	事務局	次に、8 番について事務局の説明を求めます。 8 番について、ご説明します。 譲受人は始良市内の〇〇さん、譲渡人は千葉県在住の〇〇さん、土地の所在は平松字永迫〇〇番地〇、地目は田、面積 6 1 6 m²で、権利内容は所有権移転です。 農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種住居地域に指定

議 長	されております、土地改良等の施工はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は山林クヌギの植林です。申請理由は、シイタケ原木用とのこと。 資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書、被害防除計画書の添付があります。以上です。
委 員	ただいまの説明に関連して、25番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	25番です。農地区分は、第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良インターから西に約150mの位置にあります。被害防除の現況は、東は田、畑、西は田、南は県道、北は里道です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実です。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上現地調査報告を終わります。
議 長	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第5号1番から8番までについて一括して質疑に入ります。何か、ご質問等ありませんか。
委 員	[質問なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番までについて原案のとおり、始良市農業委員会の意見決定及び許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から8番について、原案のとおり始良市農業委員会の意見決定及び許可が決定いたしました。 次に、9番、10番は、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の案件となります。 それでは、9番について事務局の説明を求めます。
事務局	9番についてご説明します。 譲受人は東餅田在住の〇〇さん、譲渡人は蒲生町久末在住の〇〇さん 他4名、土地の所在は蒲生町久末字七日田〇〇番地〇、地目は畑、面積1,334㎡で、権利内容は所有権移転です。農地区分は農振農用地区域外で都市計画内ですが用途の設定はありません。土地改良等の施工はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断さ

議 長	れます。転用目的は現状の炭焼きの作業場を継承し利用するため、とのこと です。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はありません。被害防除計画 書の添付があります。以上です。なお、本件は始末書付の追認案件で県農業 委員会ネットワーク機構への意見聴取案件です。 ただいまの説明に関連して、25番委員から調査の結果並びに補足説明を お願いします。
委 員	25番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する 為、問題はありません。申請地の位置は、森林組合木材共販所から、東に約 150mの位置にあります。被害防除の現況は、東は原野、西は原野、南 は山林、北は用水路です。申請実現の確実性は、転用済みの為不要です。条 件および特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の 立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意 見であります。終わります。
議 長	次に、10番について事務局の説明を求めます。
事務局	10番についてご説明します。 譲受人は始良市内の〇〇さん、譲渡人は東餅田在住の〇〇さんの分は、土 地の所在が東餅田字中ノ丸〇〇番地〇、地目は田、面積1,469㎡、東餅 田在住の〇〇さんの分は同字〇〇番、地目は田、面積1,917㎡、〇〇番 〇、地目は田、面積56㎡です。東餅田在住の〇〇さんの分は、〇〇番、地 目は田、面積752㎡、〇〇番、地目は田、面積625㎡、〇〇番地〇、 地目は田、面積372㎡で、権利内容はいずれも所有権移転です。農地区分 は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第二種住居地域に指定されてお ります。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。 従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で す。申請理由は、宅地分譲造成計画のため、宅地造成18区画、公園造成 1区画とのこと。資金は融資で対応し、水利組合の意見書、被害防除計 画書の添付があります。なお、本件は3,000㎡以上の転用で県農業委員 会ネットワーク機構への意見聴取案件です。また、県の開発行為申請の該当 案件で県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取後、県の開発行為の許可 日と同日付けで農地転用許可書を発行致します。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番委員から調査の結果並びに補足説明をお 願います。
委 員	2番です。農地区分は第3種農地で問題なし。申請地の位置は、山下わた る内科医院から北側。被害防除の現況は、東は宅地、道路、西は水路、南は 病院、北は田、里道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。 条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可 基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、

議 長	許可意見であります。以上、現地調査報告を終わります。
議 長	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第5号9番から10番までについて一括して質疑に入ります。何か、ご質問等ありませんか。
委 員	[質問なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、意見聴取に係る9番、10番について、原案のとおり、始良市農業委員会の意見決定及び許可について、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について の意見聴取に係る9番、10番について、原案のとおり始良市農業委員会の意見決定及び許可について、県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取いたします。
議 長	_____ 議案第6号 _____ 次に、日程第8、議案第6号農地の利用目的変更願について議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第6号農地の利用目的変更願についての、1番についてご説明します。 申請人は増田在住の〇〇さん、所有者も同一です。土地の所在は増田字園田〇〇番地、地目は畑、面積114㎡、農地区分は農振農用地区域外で、都市計画内ですが用途の設定はなし、土地改良の施工もなし、但し、農地の広がり10ha以上あります。従いまして1種農地と判断されます。変更後の使用目的は農業用倉庫で申請理由は米乾燥機の保管のためということです。
議 長	ただ今の説明の1番に関連して、20番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	20番です。農地区分は第1種農地です。申請地の位置は、三船小学校から南東に約400mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西は道路、南は宅地、北は道路です。申請実現の確実性は、米乾燥機の保管倉庫を建てる為、確実です。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員

議 長	としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。 これより、議案第6号1番について、質疑に入ります。 ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありますか。
	委 員 「意見・質問なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第6号農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員 「全員挙手」
議 長	全員賛成ですので、議案第6号農地の利用目的変更願についての1番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
————— 議案第7号 —————	
議 長	次に、日程第9、議案第7号農地あっせん申出貸付希望についてを議題に供します。 1番、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第7号あっせん申出貸付希望についてご説明致します。 総会資料は、36ページとなります。 今月申請は、2件です。参考資料は、72ページからになりますので審議の参考にして下さい。 それでは、1番をご説明致します。内容につきましては貸付です。 土地の所在が加治木町日木山字中田〇〇番地、田の667㎡、同字〇〇番地、田の1、171㎡です。申請人は、加治木町日木山在住の〇〇さん。条件として、貸付期間5年。希望小作料は農業委員会一任です。 続きまして、2番をご説明致します。参考資料は、73ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町白男字平迫〇〇番地、田の838㎡です。申請人は、西餅田在住の〇〇さん。条件として、貸付期間5年、希望小作料が農業委員会一任です。こちらにつきましては、以前、〇〇さんが利用権設定しておりましたが、三角地であり水稻耕作には耕作不便のため有機農家であります〇〇さんが数年前からオクラを植えているとのことであります。 こちらの件につきましては〇〇さんと協議を行いたいと思っております。以上で議案7号の説明を終わります。
議 長	ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。

	委 員	[質問、意見なし]
議 長		よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第7号農地あっせん申出貸付希望についての1番、2番について、原案のとおり受理することに賛成の方は挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第7号1番、2番は原案とおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第7号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第7号1番は、21番委員にお願いしたいと思います。 2番は、9番委員にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。 担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。
		————— 農地あっせんの経過報告 —————
議 長		次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	農地あっせんの経過報告について、説明を行います。 別紙農地あっせんについての経過報告の資料をお出してください。 3ページ29番、申請人〇〇さん、5月総会利用権設定の48番で承認頂きました。こちらの方は、売り渡しという事で、先方の方に貸付の情報だけ入れさせて頂きたいと思います。 続きまして5ページ48番、50番、申請人〇〇さんと〇〇さん、こちらの方も5月総会の利用権の1号議案で承認頂きましたので、こちらの方は貸付あっせんの方が完了致しました。 続きまして7ページ73番、74番、75番、77番、78番、79番こちらについては、今現在利用権設定の準備中です。来月には、利用権設定であげたいと思います。以上で報告を終わります。
議 長		ただいまの、事務局の報告について、発言のある方は挙手願います。 何かご発言等ございませんか。
	委 員	『質問、意見なし』

議 長		それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります。 ————— 農用地利用集積計画 合意解約 —————
議 長		次に、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告をいたします。 5月 は、49件が提出されております。内容については、別紙、合意解約5月分をご確認下さい。合意解約につきましては、議決不要案件ですのでご理解のほどよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長		ただ今の、事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります。 ————— その他 —————
		その他で何かございませんか。
	委 員	「意見なし」
議 長		次に、来月の現地調査、総会日についてですが、 現地調査は、6月23日木曜日に、総会は、6月30日木曜日に開催予定でよろしいですか。 現地調査委員は、1班を、3番委員、4番委員、5番委員に、2班を、6番委員、8番委員、9番委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願いいたします。 以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。その他に委員からご発言はありませんか。
	委 員	「発言なし」
議 長		それでは以上をもちまして、平成28年度第2回始良市農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局	〔閉会〕 姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員	_____
署名委員	_____